

令和7年度 「日向市公共施設予約システム」の運用方針について

○学校施設の予約について

- ・令和7年度4月からインターネットでの予約が可能となります。(3ヶ月後の月末まで予約可能です。)
- ・システムの利用を希望される場合は、事前に学校施設利用登録の申込みが必要です。
- ・予約は利用日の5日前までに済ませてください。

○利用者登録について

- ・利用者登録は教育委員会で行います。
- ・利用者登録が完了しましたら、登録されたメールアドレスに仮パスワードとIDがアドレスに届きます。
- ・昨年度、利用者登録を済ませている団体はIDとパスワードがアドレスに届きます。
- ・仮パスワードが届いていない場合、申請時のメールアドレスに誤りがある可能性がある為、教育総務課または学校に確認を行ってください。

○学校施設の開放規則について

- ・「日向市内に在住、在勤又は在学するものが、5人以上の団体を構成し、かつ当該団体に監督者としての成人が含まれる場合に限り許可するものとする。」
- ・平日の夕方17時～19時までを「部活動」、「スポーツ少年団」の専用枠とします。
- ・「スポーツ少年団」は年間予約可能です。

【注意事項】

- ・登録時のスポーツ少年団の代表者は、「指導者」にしてください。
- ・同じ団体で複数のIDを持つ場合、統合する必要がある為、教育委員会へお問い合わせ下さい。
- ・メールアドレスを持たない団体は、紙申請になります。教育委員会もしくは学校へ申請書を提出してください。